

# 休眠預金等活用法に係る規定

株式会社 北海道銀行

## 1.(休眠預金等活用法)

- (1) この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。
- (2) この規定は休眠預金等活用法の施行をもって適用するものとします。
- (3) この規定において「各種預金」とは、休眠預金等活用法上の預金等のうち、当行が取り扱う以下の預金をいいます。  
＜各種預金：休眠預金等活用法上の預金等に該当する当行の預金＞  
当座預金、普通預金、道銀Web専用口座「スマートLeaf」、社員預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、非居住者円普通預金、非居住者円定期預金、別段預金
- (4) 「休眠預金等」とは、10年を経過して入出金等の「異動」がない「預金等」のことを指し、各種預金が「休眠預金等」となった場合、預金保険機構に移管され、「民間公益活動」の促進に活用されることとなります。
- (5) 移管対象となる各種預金については、事前に当行ホームページにおいて、休眠預金等活用法第3条第1項に基づく電子公告(以下、「公告」といいます。)によりお知らせするものとします。また、休眠預金等活用法第3条第2項および同法施行規則第7条第4項に基づき、第3条で定める最終異動日等から9年を経過し、かつ当該残高が1万円以上ある場合、当行は公告前に当該預金者等に対して郵送により通知します。

## 2.(休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は各種預金について、以下の事由を休眠預金等活用法に基づく異動事由として取り扱います。

引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金残高に異動があったこと(当行からの利息の支払に係るもの【注】を除きます。)

手形または小切手の提示、その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(当該各種預金が公告の対象となっている場合に限り。)

a. 公告の対象となる預金であるかの該当性

b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所

預金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳(記帳する取引明細がなかった場合を除きます。)もしくは繰越、または証書の発行もしくは繰越があったこと

預金者等からの申し出に基づく預金種別の変更または口座移管(各種預金を取り扱う店舗の変更)があったこと  
預金者等が各種預金に係る次に掲げる情報を受領したこと(当該情報が当該預金者等に到達した、または到達したもとして取り扱うことが適当であると当行が判断した場合に限り。)

a. 当行名称および各種預金を取り扱う店舗の名称

b. 各種預金の種別(種類)

c. 口座番号その他預金等の特定に必要な事項

d. 各種預金の名義人の氏名または名称

e. 各種預金の元本の額

総合口座取引規定または定期性預金規定に基づく他の各種預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

【注】当行が当該預金の利息を当該預金口座へ入金することを指します。例えば、普通預金の利息は年2回、当該普通預金口座へ入金されますが、この利息の入金は異動事由とはなりません。一方、定期預金の利息が普通預金に入金された場合は当該普通預金の異動事由となります。

## 3.(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 当行は各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、以下に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

第2条において「異動事由」として掲げる事由が最後にあった日

将来における各種預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、各種預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発送した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発送した日から1カ月を経過した場合(1カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。

各種預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2)第1項第2号において、将来における各種預金に係る債権の行使が期待される事由とは、以下の各号に掲げる事由のみをいうものとし、各種預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては初回の満期日)

初回の満期日後に預金者等からの申し出に基づく通帳の記帳があったこと(記帳する取引明細がなかった場合を除きます。) 当該事由が生じた期間の満期日

法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、各種預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日

各種預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと 当該手続が終了した日

総合口座取引規定または定期性預金規定に基づく他の各種預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等

#### 4.(総合口座取引に係る預金の最終異動日等)

総合口座取引における各種預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第3条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の各種預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

#### 5.(休眠預金等代替金に関する取り扱い)

- (1)各種預金について第3条で定める最終異動日等から10年を経過した場合、休眠預金等活用法に基づき、預金保険機構への移管とともに各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。なお、この規定において「各種預金」としていない当行が取り扱う以下の預金については休眠預金等活用法上の預金等には該当せず、本項の対象外となります。

<休眠預金等活用法上の預金等に該当しない当行の預金>

財形預金、マル優口座、譲渡性預金、仕組預金、外貨預金

- (2)前項の場合、預金者等は、当行を通じて各種預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法等によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3)預金者等は、第1項の場合において、以下に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

- (4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

当行が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

前項に基づく取り扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法等によって支払うこと

#### 6.(預金取引の停止・預金口座の解約)

各種預金について、休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管とともに各種預金に係る債権が消滅した場合、当行は当該預金取引を停止すること、および当該預金口座を解約することができるものとします。

#### 7.(規定の改定)

この規定を改定する場合は、改定内容を記載した店頭掲示物またはホームページ等にて告知するものとします。

以上

(平成29年12月26日現在)